

三郷市立小・中学校の通学区域について

答申

平成 3 1 年 1 月

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会

平成31年1月25日

三郷市教育委員会
教育長 有田 るみ子 様

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会
会 長 佐々木六男

三郷市立小・中学校の通学区域について（答申）

平成30年6月28日に貴職から諮問を受けました「都市計画道路駒形線の整備に伴う通学区域の見直し」について、慎重に審議を重ねた結果、意見を取りまとめましたので、答申いたします。

1 答申

都市計画道路駒形線の整備に伴う通学区域の見直しについて、次のとおり答申いたします。

- (1) 現在、彦成小学校及び幸房小学校の通学区域のうち、常磐自動車道、東京外郭環状道路、二郷半領用水及び県道草加流山線により囲まれた区域を、立花小学校の通学区域とすることが適当です。
- (2) 通学区域を変更する時期については、学校の適正規模・適正配置の観点から、早期に変更することが適当です。

2 答申理由

- (1) 都市計画道路駒形線の整備が開始され、通学路としての活用が期待でき、通学距離が短縮されることにより、児童の安全確保につながる。
- (2) 幸房小学校区においては、交通量が多い笹塚交差点の横断及び笹塚交差点周辺の幅の狭い歩道を通学路として通行している状況を解消できる。
- (3) 三郷中央地区の急激な人口増加に伴い、幸房小学校区における児童数の増加が顕著であり、平成37年度には51学級が見込まれ、幸房小学校における学校運営に困難が生じると考えられる。
- (4) 通学区域が隣接する立花小学校においては、児童数の減少により全学年単学級の状態が4年間続いており、学校の小規模化は、学校運営上、様々な面に影響を及ぼすこともある。
- (5) 登下校時の見守り、各種の学校行事への協力などの、地域による支援活動なくしては、学校経営は成り立たないものであるもので、可能な限り、町会等の区域は単一の学校区となることに配慮する必要がある。

以上、当該区域における通学路の安全性、地域コミュニティとの整合、児童の教育環境の確保を総合的に判断し、今回の答申とするものです。

3 付帯意見

- (1) 通学区域を変更するに当たり、変更区域の在籍児童に対して変更後も引き続き通学できるよう経過措置を設けられたい。あわせて、幸房小学校の大規模化の抑制の観点から、在籍児童に対して立花小学校へ転校することを、同時に勧奨されたい。
- (2) 通学区域の変更後においても、兄弟が変更前の小学校に在籍している場

合にかぎり、弟妹は入学できるよう配慮事項を設けられたい。

(3) 通学区域の変更により児童数の増加する立花小学校に対して、魅力ある学校となるよう、校舎の改修及び児童の受け入れ体制の構築に努められたい。

(4) 通学区域の変更にあたっては、事前に保護者や地域への説明を十分に果されたい。

(5) 通学区域の変更年度の前であっても、希望者には立花小学校への指定校変更について柔軟に対応されたい。

4 審議の経緯

本審議会は、諮問事項に係る審議のため、5回に及ぶ慎重な審議を実施しました。

審議の状況

第1回 平成30年 6月28日

第2回 平成30年 8月29日

第3回 平成30年11月 5日

第4回 平成30年12月19日

第5回 平成31年 1月18日

5 審議の観点

(1) 通学区域の見直しにあたっての視点

- 1) 児童の通学上の安全について
- 2) 地域コミュニティについて
- 3) 学校の適正規模・適正配置について

(2) 都市計画道路駒形線の概要

- 1) 路線名 都市計画道路駒形線
- 2) 幅員等 19m (2車線)
- 3) 道路事業者及び管理者 三郷市
- 4) 区間 駒形橋から県道草加流山線まで (延長 260m)
- 5) その他 駒形線沿いにある第二大場川の河川改修を同時期に実施

(3) 児童数・学級数の推計 (H30.9.19 住民登録者数をもとに算出)

年度	彦成小学校		幸房小学校		立花小学校		瑞木小学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
H 30	545	18(2)	655	23(2)	146	8(2)	380	12(0)
H 31	524	18(2)	814	28(3)	137	7(1)	388	13(1)
H 32	502	18(2)	988	32(3)	143	7(1)	384	13(1)
H 33	487	17(2)	1, 178	36(3)	149	7(1)	378	13(1)
H 34	507	17(2)	1, 374	42(4)	159	7(1)	372	13(1)
H 35	462	16(2)	1, 512	46(4)	158	7(1)	365	13(1)
H 36	462	16(2)	1, 630	50(5)	155	7(1)	384	14(1)
H 37	461	17(2)	1, 691	51(5)	137	7(1)	374	14(1)

※学級数のうち、（ ）の数値は内数として特別支援学級数を表記している。

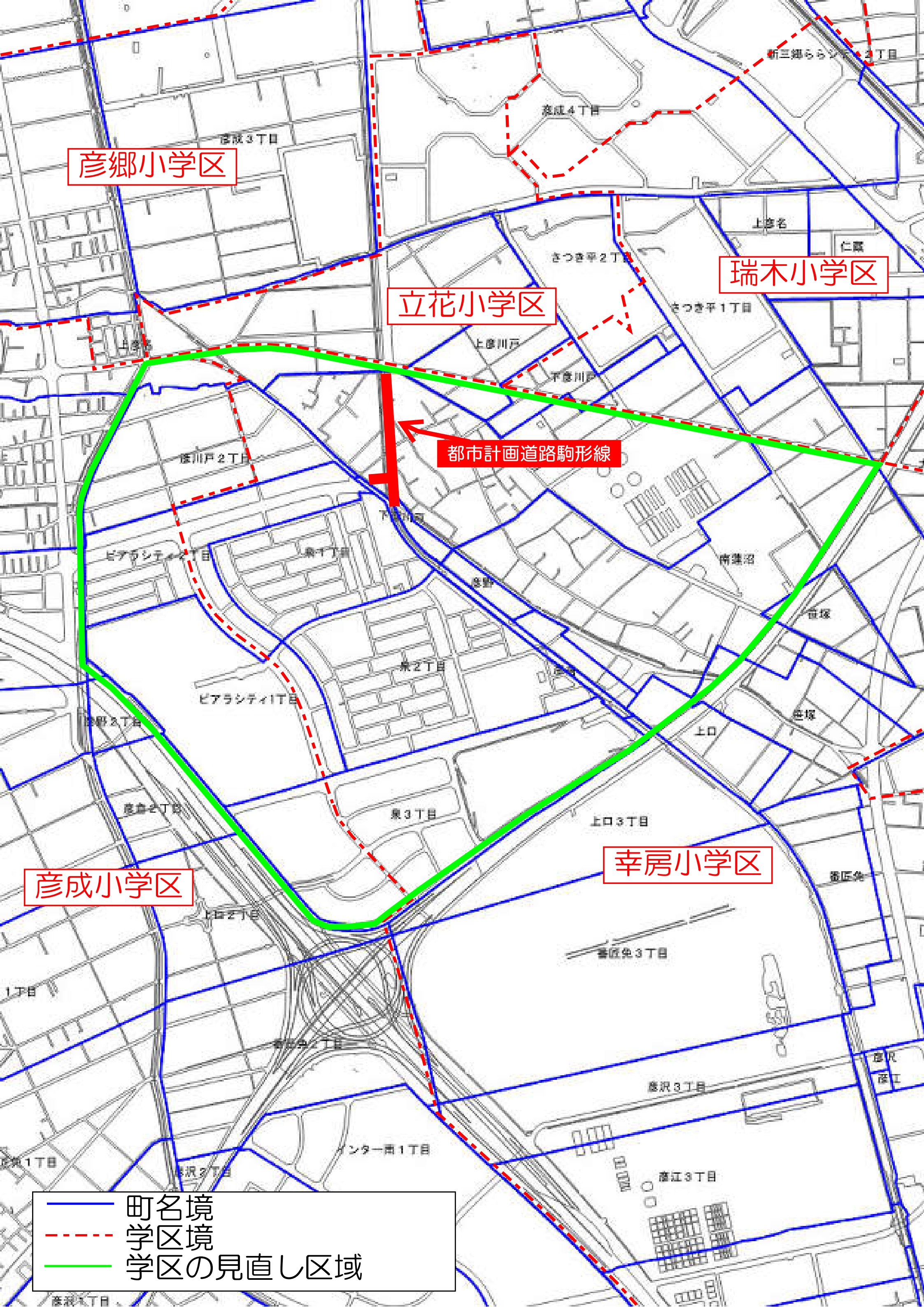
(4) 三郷市立小中学校教育環境整備計画の適正規模・適正配置の基本方針
《平成22年10月策定》

- 1) 適正規模の基本方針 小学校：12学級以上
- 2) 適正配置の基本方針 小学校：1km～1.5km以内

6 むすびに

今回の通学区域の見直しに係る審議を通して、三郷中央地区における児童生徒数が急激な増加傾向にあること、逆に、他の地区では学校の小規模化が進む傾向にあること、という両極端な傾向が見えてきた。

通学区域の変更は、当該小・中学校の関係者、保護者及び地域住民に多大な影響を及ぼすものであり慎重に検討する必要があるが、児童生徒の教育環境の充実を最優先に考え、通学区域の変更もその方法の一つとして、中長期的展望を持って、今後も教育環境の整備に取り組んでいきたい。



参考資料

●学校規模についての法令上の定義

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 1 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

■学校規模 昭和59年文部省助成課資料「これからの学校づくり」

- ① 過小規模（5学級以下）
- ② 小規模（11学級以下）
- ③ 適正規模（12～18学級・・統合の場合は24学級）
- ④ 大規模（25学級以上）
- ⑤ 過大規模（31学級以上）

■三郷市適正規模・適正配置方針

（三郷市立小中学校教育環境整備計画《平成22年10月策定》）

＜基本方針＞

適正規模	＜小学校＞	12学級以上
	＜中学校＞	9学級以上
適正配置	＜小学校＞	1.0km ～ 1.5km 以内
	＜中学校＞	2.0km ～ 3.0km 以内